

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山及び 津山市立文化展示ホール 概要書

津山市では、公の施設である「音楽文化ホール・ベルフォーレ津山」及び「津山市立文化展示ホール」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

1 対象施設の概要

<音楽文化ホール・ベルフォーレ津山>

- (1) 施設の名称
音楽文化ホール・ベルフォーレ津山
- (2) 所在地
津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階～8階
- (3) 施設の設置目的、役割等
地域の文化の向上を図るための芸術、文化及び生涯学習活動拠点施設
- (4) 開館日
平成11年4月 開館
- (5) 敷地面積（アルネ・津山）
12,957 m²
- (6) 延床面積
4,256.11 m²
- (7) 施設概要
構造 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造
階層規模 地上5階～8階
ホール（客席数600席）、リハーサル室、楽屋1、楽屋2、楽屋3（和室）、楽屋4、控室、アーティストラウンジ、ラウンジ、親子室、託児室、クローク、売店スペース、コインロッカー、エントランスホール、ホワイエ、チケット売場、トイレ、身障者用エレベーター、音響照明調整室、給湯室、応接室、事務室

<津山市立文化展示ホール>

- (1) 施設の名称
津山市立文化展示ホール
- (2) 所在地
津山市新魚町17番地 アルネ・津山4階
- (3) 施設の設置目的、役割等
市民の作品の発表の場として、美術・写真・生活文化作品などの展示を行うホール
- (4) 開館日
平成11年4月 開館
- (5) 敷地面積（アルネ・津山）

- 12,957 m²
- (6) 延床面積
522.99 m²
- (7) 施設概要
- | | |
|------|--------------------|
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造 |
| 階層規模 | アルネ・津山4階 |
| 展示室 | (展示パネル56枚), 倉庫, 控室 |

2 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理（利用料金制）
- (2) 管理運営者：指定管理者（津山街づくり株式会社）〈公募による〉
- (3) 指定期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日（5年）

3 音楽文化ホール・ベルフォーレ津山及び津山市立文化展示ホールの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、「音楽文化ホール・ベルフォーレ津山」が地域の文化の向上を図るため、芸術・文化及び生涯学習活動の拠点とすることを目的として設置された施設であること、「津山市立文化展示ホール」が情報・文化等の交流と創造意欲の醸成を促進し、もって市民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設であることを理解して、以下の各号に掲げる点に留意して管理運営を行うこと。

- (1) 本施設が常に市民をはじめとした利用者が使用しやすい施設であるよう、施設や設備の状況、利用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努めること。
- (2) 事故や犯罪の防止、情報の保護など、あらゆる面で使用者の安全性が確保できるよう務めること。
- (3) 指定管理者は、頭書の目的達成のため、市民の創造的活動やその発表を援助する事業、優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供するための事業などを企画・立案し、実施すること。
特に、本施設は、アルネ・津山という商業施設と公共施設が併設された複合ビルであり、多くの来館者が訪れるという特性を活かして、積極的に自主文化事業、自主事業を実施すること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、頭書の目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

4 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 次のいずれかに該当する日
 - ① 火曜日
 - ② 12月29日から翌年1月4日まで

5 指定管理者が行う業務等

＜音楽文化ホール・ベルフォーレ津山及び津山市立文化展示ホール＞

- (1) 本施設の施設又は設備の利用の許可に関する業務

- (2) 本施設の利用に関する料金の徴収等に関する業務
- (3) 本施設の維持管理に関する業務
- (4) 本施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 本施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (6) 前項各号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

※ 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者へ委託することができます。

5 管理に要する経費

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山及び津山市立文化展示ホールの管理に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

【添付書類】

- 別紙 1 - 1 音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例
- 別紙 1 - 2 音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例施行規則
- 別紙 1 - 3 津山市立文化展示ホール条例
- 別紙 1 - 4 津山市立文化展示ホール条例施行規則
- 別紙 2 位置図，建物平面図
- 別紙 3 収支決算書（平成 29 年度～令和元年度）
- 別紙 4 利用実績書（平成 29 年度～令和元年度）
- 別紙 5 業務結果評価書（平成 29 年度～令和元年度）
- 別紙 6 前回の募集要項，仕様書